



# 第19回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

**日時** 2018年9月26日(水曜日)  
午前10時(受付開始時刻:午前9時30分)

**場所** 東京ミッドタウン・タワー4階  
カンファレンス Room1~3  
東京都港区赤坂9-7-2  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

**決議事項**

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 当社使用人並びに当社子会社取締役及び使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

## 目次

第19回定時株主総会招集ご通知	2
(添付書類等)	
事業報告	5
連結計算書類	32
計算書類	42
監査報告書	52
株主総会参考書類	55
ご参考	65

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ち下さいませよう、お願い申し上げます。  
株主総会でのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解下さいませようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

第19期（2018年6月期）は、中期経営計画「Road to 2020」における選択と集中の1年でした。具体的には、ユーザーの皆様向けのアプリのローンチ、化粧品メーカー様向けの新サービス「ブランドオフィシャル」のリリースに集中いたしました。これらを無事リリースできたことで、当社が目指すビューティプラットフォームのベースが整いました。

また、国内の店舗事業は順調に成長しております。店舗運営は2007年からと、IT企業としては早くから小売に進出しましたが、ようやく売上100億円に迫る規模にまで成長しました。単にコストダウンのためにIT化を進めるのではなく、お客様に喜んでいただけるために@cosmeと連携を図っていることが、徐々に受け入れられてきているのではないかと感じています。

グローバル事業では、中国越境ECが成長した一方で、マレーシア等での収益も追加され、収益の分散化を進めることができました。

これら、第19期に構築したサービスをベースに、第20期は更にドライブをかけていきます。具体的には、@cosmeのアプリ利用率を高めていきます。アプリをご利用いただくことで、より便利に、それぞれの方にあったサービスを楽しんでいただけるようになります。まずはここから変革していきます。

この変革に集中投資するため、第20期は増収減益を計画しております。株主の皆様にはご心配をおかけしますが、プラットフォームのベースが整った今が、投資すべきタイミングだと思っています。この投資によるアプリ利用率の向上が、最終的にメーカーの皆様にご提供できるサービスの価値向上につながっていくと確信しております。

当社を取り巻く事業環境は追い風だと感じております。今までとは違う@cosmeのバリューをご提供できるよう、全社一丸となって取り組んでおります。どうぞ引き続き、ご理解・ご支援をいただければ幸いです。

2018年9月

代表取締役社長 兼 CEO

吉松徹郎

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
株式会社アイスタイル  
代表取締役社長 吉松徹郎

## 第19回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年9月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

<b>1. 日 時</b>	2018年9月26日（水曜日）午前10時
<b>2. 場 所</b>	東京都港区赤坂9-7-2 東京ミッドタウン・タワー4階 カンファレンス Room1～3 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
<b>3. 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b> 第19期（2017年7月1日から2018年6月30日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 当社使用人並びに当社子会社取締役及び使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件</p>
<b>4. 議決権行使についてのご案内</b>	<p>(1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。</p> <p>(2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものといたします。</p>

以上

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ち下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ([http:// www.istyle.co.jp/](http://www.istyle.co.jp/)) に掲載させていただきます。

### 【事業説明会のご案内】

本総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくため事業説明会を開催いたします。お時間の許す株主様には、株主総会とあわせてご出席下さいますよう、ご案内申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席	郵送	インターネット
 <p>同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。また、議事資料として、本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付下さい。</p>	 <p>パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。</p>
		
<p><b>株主総会日時</b> 2018年9月26日（水曜日） 午前10時</p>	<p><b>行使期限</b> 2018年9月25日（火曜日） 午後6時必着</p>	<p><b>行使期限</b> 2018年9月25日（火曜日） 午後6時まで</p>

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書  
株式会社アイスタイル 当中 株主番号

議決権行使回数

ここに議案の賛否をご記入下さい。

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛
	否	否	否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

### 第1号・第3号議案

- 賛成の場合 ▶ 賛 に○印  
反対の場合 ▶ 否 に○印

### 第2号議案について

- 全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印  
全員反対の場合 ▶ 否 に○印  
一部候補者に賛成の場合  
▶ 否 に○印をし、賛成する候補者番号を記入  
一部候補者に反対の場合  
▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」を  
クリック

#### 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

#### 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を  
入力

「次へ」を  
クリック

#### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

### スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

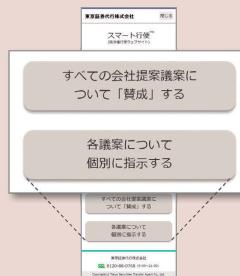
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

#### 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

 0120-88-0768

受付時間：午前9時～午後9時

[添付書類]

# 事業報告 (2017年7月1日から2018年6月30日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

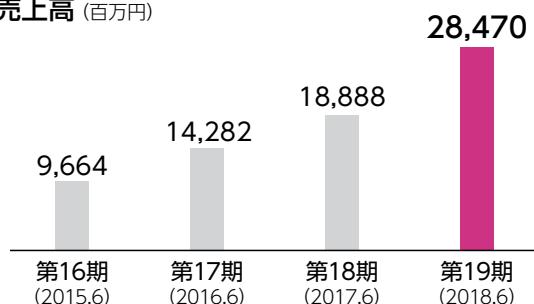
### (1) 事業の経過及び成果

#### 連結業績ハイライト

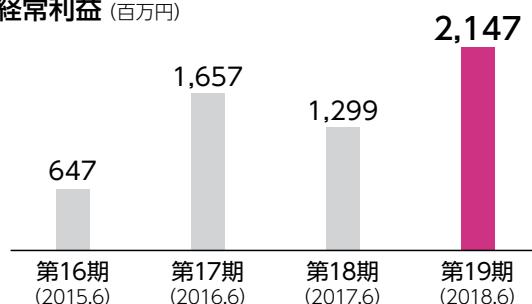
当社グループは2016年8月3日発表の中期経営計画に基づき、当連結会計年度を選択と集中のフェーズと定めております。特にOn Platform事業における収益基盤の確立に注力し、第4四半期連結会計期間に、かねてより開発を進めておりました新サービスをリリースいたしました。これによる当期売上への影響は軽微であります。今後の収益の柱とすべく、第3四半期連結会計期間より当該サービスの営業に人的リソースを注力しております。

また、Beauty Service事業やGlobal事業等が大きく成長いたしました。

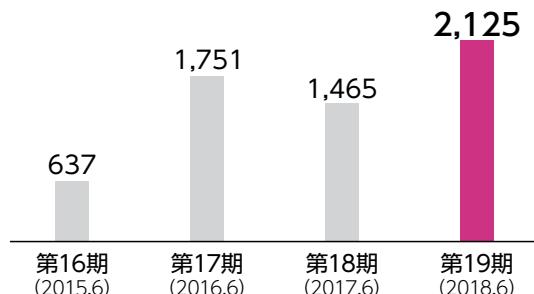
#### 売上高 (百万円)



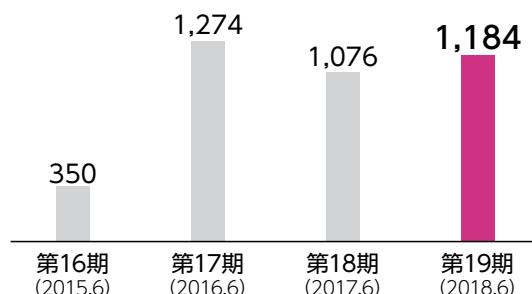
#### 経常利益 (百万円)



#### 営業利益 (百万円)



#### 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## On Platform事業

売上高 **7,335**百万円  
(前年比7.2%増)

セグメント利益 **2,645**百万円  
(前年比3.7%増)

当セグメントには、当社が運営する美容系総合ポータルサイト「@cosme (アットコスメ)」を基盤とした各種サービス (BtoB、BtoC) が属しております。

当連結会計年度におきましては、ブランディング広告やバナー広告、「ブランドファンクラブ」等の化粧品メーカー向けの既存サービスを中心に成長いたしました。なお、第4四半期連結会計期間において、次の収益の柱とすべく新サービス「ブランドオフィシャル」をリリースし、第3四半期連結会計期間より当該サービスの営業へ戦略的に人的リソースを配分いたしました。これにより下期の収益の伸びは限定的となりましたが、当社主催のイベントの寄与もあり、通期業績におきましては前年同期比で増収増益となりました。



## Beauty Service事業

売上高 **12,142**百万円  
(前年比38.2%増)

セグメント利益 **621**百万円  
(前年比171.2%増)

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme shopping (アットコスメショッピング)」の運営、化粧品専門店「@cosme store (アットコスメストア)」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の、国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、「@cosme」からの送客を強化したことに加え、「@cosme」でランキング上位の商品やラグジュアリーブランドの取扱いを強化し、幅広い品揃えを実現することにより売上が好調に推移いたしました。

店舗におきましては、新規出店を抑制し既存店舗の収益性を強化したことにより、各店舗が成長し大きく増収増益となりました。当連結会計年度末の店舗数は、



2店舗の新規開店と小型店1店舗の閉店により、25店舗 (前年同期末24店舗) となりました。なお、第3四半期連結会計期間に新規開店した「ららぽーと富士見店」は、初の外資系ラグジュアリーブランドを多数含むチャネル横断型の店舗となっております。

以上の結果、前年同期比で増収増益となりました。

## Global事業

売上高 **7,646**百万円  
(前年比158.4%増)

セグメント損失 **11**百万円  
(前年 セグメント利益 133百万円)

当セグメントには、日本国外で展開するEC、店舗、メディア等のサービスが属しております。

中国における越境ECにおきましては、W11<sup>\*1</sup>という季節要因もあり上期の業績が当該セグメントを牽引いたしました。また、第4四半期連結会計期間において、韓国免税店への商品卸売を開始し「@cosme」のブランドを活用した化粧品売場のプロデュースを行いました。

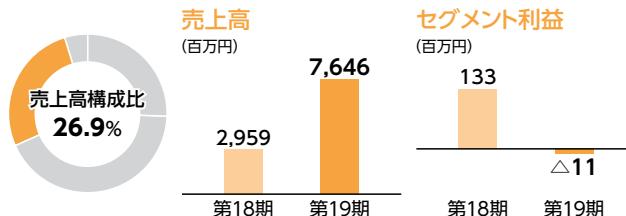
店舗におきましては、第3四半期連結会計期間に台湾へ1店舗、第4四半期連結会計期間に香港へ1店舗を新規出店し、当連結会計年度末の海外店舗数は台湾に4店舗（前年同期末3店舗）、香港に1店舗となりました。

第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した海外企業3社<sup>\*2</sup>におきましては、引き続き、中

※1 11月11日に中国で開催されるECの大規模なセール

※2 下記の3社

- ・Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. (マレーシアで化粧品ECサイト「Hermo」を運営)
- ・i-TRUE Communications Inc. (台湾で化粧品レビューメディア「UrCosme」を運営)
- ・MUA Inc. (米国で化粧品レビューメディア「MakeupAlley」を運営)



長期的な事業の成長に向けた取り組みや効率化・合理化を進めております。

なお、前述の海外企業3社に対するのれんの償却（約372百万円）を今期より開始したことにより赤字となりましたが、中国越境ECの躍進によって当初計画を上回って着地いたしました。

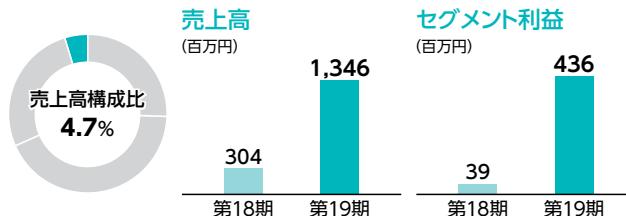
## その他事業

売上高 **1,346**百万円  
(前年比342.2%増)

セグメント利益 **436**百万円  
(前年比397百万円増)

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

当連結会計年度におきましては、人材派遣事業が着実に成長したほか、投資育成事業において第1四半期及び第3四半期連結会計期間に営業投資有価証券の売却を行いました。なお、営業投資有価証券の売却は当該資産の市場価値等を鑑みて行われるため、経常的に行われるものではありません。



ご参考



## 【特集】これからの小売業に必要なこと

当社グループの店舗事業やEC事業などを統括しているシニアバイスプレジデントの遠藤宗と、当社の社外取締役であり、アースミュージック&エコロジーなどのアパレル事業を手掛ける株式会社ストライプインターナショナルの代表取締役社長兼CEOを務める石川康晴に、当社の取締役兼CFOの菅原敬がインタビューしました。

### お客様に愛されるお店を作るということ

**菅原** アイススタイルグループが手掛ける化粧品専門店「@cosme store」の1号店が新宿のルミネエストにオープンしたのは2007年3月です。我々は元インターネット企業として創業しているのでリアルのお店作りは初めてでしたし、「@cosme」の世界観を反映したお店を作ろうというのが目的だったので当時は結構大変だったと思うのですが、遠藤さんはオープンに当たってどんな点に気を付けましたか？

**遠藤** ひとつは「@cosme」で人気の商品を揃えるということでした。何が人気なのかというのが店頭で明確にわかるようにしました。もうひとつは、世の中の消費者が化粧品を買う時に抱えていた「もっと自由に試したい」とか、「もっと気軽に相談できたらいいのに」というストレスを解消するように努めました。商品の価格帯によってカウンセリングをしてもらいたいのにできないというような既成概念を外して、ストレスなく購入できる環

2007年オープンの  
@cosme store1号店  
「ルミネエスト新宿店」  
年商15億円にまで成長し、  
単店舗の売上としては、  
日本の化粧品専門店の中でNo.1



境をどう作るかということを考えました。その一環で、ほぼすべての商品のテスターを置くということもやっていますね。

**菅原** 1号店のオープン前日の決起会を今でも覚えてますが、遠藤さんが「お客様に愛されるお店を作ろう」と言っていましたね。そのコンセプトは今でも変わらないですか？

**遠藤** 変わらないですね。そこはとても大事にしています。

**菅原** 石川さんが創業したストライプインターナショナルでは、店長やスタッフにどんなことを語りかけていますか？

**石川** お客様は、自転車やバス、電車など1時間かけてくる人もいます。暑い中、寒い中わざわざ来て下さっているという感謝を忘れないようにして欲しいと伝えています。それを忘れてしまうと、自分中心の発想になってしまいます。何百ある店舗の中から、うちを選んでいただいたということに感謝しなければいけない。そういうすごくエモーショナルな話をしています。店舗というのは、売上などの数字だけを見ていればいいというわけではなく、そういう部分が必要だと思っています。

**遠藤** そうですね。「このお店に歓迎されているのかな?」、「雰囲気がいいな」という感覚はロジカルではないですよ。そういう空気感というのは、人の情緒的なものであり、そういうことをスタッフが意識し配慮することができる、お客様にとっても楽しんでいただけるお店になると思います。



カテゴリーごとに設置されているランキングコーナー



メイクからスキンケアまで、しっかりとカウンセリング



ほぼすべての商品にテスターを設置。気になる商品を自由に試せるようにウォータースペースも完備

**石川** 接客は作業になりがちです。接客でお客様に対する感謝を意識するということ、経営陣は言い続けなければいけません。そうしないと接客は作業になってしまい、結果的にリピート率が下がり、売上の低下につながります。

**菅原** 敢えてスタッフには「リピート率を上げるんだ」とは言わずに、「お客様に感謝しよう」と伝えることで、結果としてリピート率が上がるということですね。

## 世界に先駆けたビジネスモデル

**菅原** IT企業が運営する化粧品専門店「@cosme store」のビジネスモデルをご覧になってどんなことを感じましたか？

**石川** 「@cosme store」は、日本のIT企業の中で、とても先進性があると思っています。Amazonやアリババなどの世界最先端のプラットフォームはリアル店舗に乗り出していますが、アイスタイルは今から10年以上も前にリアル店舗事業に進出しています。ストライプインターナショナルもこれから取り組もうとしていることがあります。それは、店舗におけるお客様のさまざまな行動データをセンサー等を用いて取得し、それらをECの行動データとつなげて分析することです。おそらく完成するには5年くらいかかると思うのですが、店舗のスタッフの頭の中に入っているお客様の行動



## 菅原 敬

株式会社アイスタイル 取締役 兼 CFO  
シニアバイスプレジデント  
Global事業担当

グループ内で各種部門責任者や子会社代表取締役を務めた後、現在はCFOに加え、Global事業を統括する。当社に参画する前は、アクセントチュアやアーサー・D・リトルにおいて、10年間経営コンサルタントとして活躍。英国国立ブリストル大学にてMBA取得。

データを可視化して、それらを活用した最適なマーケティングをするというのが、私が24年間小売事業を続けてきた中で見つけた次世代の小売事業を作る戦略です。

**遠藤** 今、アイスタイルでもそういうことをやろうと思っています。さまざまなセンシングテクノロジーが発達しており、お客様の店頭での行動をもう少し把握できるようになると思います。そうなると手に取っただけで買わなかった、サンプルだけ受け取って帰ったというお客様に対して「サンプルはお試しいただきましたでしょうか？このように使用すると効果的ですよ」というようなアプローチを「@cosme」のアプリを通じて行うことも可能になってくると思います。サンプルを貰ったけど、使用していないお客様もいるでしょうし、そういう方にとっては、「じゃあ、試してみよう」というきっかけになるかもしれません。このような取り組みは、ファンの構築にもつながるので、化粧品ブランドにとってもポジティブだと思います。このようにお客様にも化粧品ブランドにもうまく還元していきたいなあと考えています。

**菅原** 遠藤さんは、小売の先輩である石川さんからいろいろなアドバイスをいただいていると思いますが、どんなことを相談していますか？

**遠藤** アイスタイルグループは国内にまだ25店舗しかありませんが、この先事業を拡大していく際に立ちはだかる壁がいくつもでてくると思います。それらの壁というのは、石川さんは既に経験されているので、「次にこういうチームを作らないとお店が回らなくなるよね」とか、「西日本で災害があったけど、持続的なビジネスモデルを構築するために、将来的には東西2拠点構想というのも必要になってくるかもしれないね」など、経営者という視点でアドバイスをいただいています。そういうことを伺うと、まだまだやるべきことがあるなあと気づかされて、勉強になっています。今後も良き先輩、良き兄貴としてアドバイスいただけると本当にうれしいですね。

## @cosme storeの海外展開の可能性

**菅原** アイスタイルの一番新しいチャレンジは海外の店舗です。2018年7月時点では台湾に4店舗、香港に1店舗オープンしており、今後香港で複数の出店が控えていますし、タイのバンコクにも出店する予定です。遠藤さん、海外に店舗を出してみても手応えはどうですか？

**遠藤** 正直にお話すると、なかなか簡単じゃないなと思いました(笑)。海外の1号店が台湾にオープンしてから

## 遠藤 宗

株式会社アイスタイル  
シニアバイスプレジデント  
Beauty Service事業担当

(株)船井総合研究所、(株)たしる薬品などを経て、「@cosme store」を運営する(株)コスメネクスト取締役に就任(現:代表取締役)。香港や台湾で「@cosme store」を運営するisyle Retail (Hong Kong) Co., Limitedの代表取締役も務めるほか、EC事業を担う(株)コスメ・コム取締役や、海外への化粧品の輸出や卸売を手掛ける(株)アイスタイルレーディングの取締役を務める。





## 石川 康晴

株式会社ストライプインターナショナル  
代表取締役社長 兼 CEO  
株式会社アイスタイル 社外取締役

1995年に有限会社クロスカンパニー（現 株式会社ストライプインターナショナル）を設立し、代表取締役に就任。創業経営者として、アパレル領域において革新的な経営戦略で事業を拡大。2016年7月、優れた創業経営者を表彰する「年間優秀起業家賞」にて、起業家大賞受賞。2017年に当社社外取締役就任。

まだ1年余りですが、短期的な判断はしないで、きちんとやり切りたいなと思っています。我々が店舗を運営する上で心がけている「店舗はお客様にとってどうあるべきなんだろう」と考え続けることは、どの国にいても必要だと思います。短期的にリターンがだせるかだけではなく、きちんとそこに向き合っていくというのが、アイスタイルグループとして小売をやっていることの意味だと思うので、地道にやっていきたいですね。

**石川** ユニクロさんが日本で黄金モデルを確立して、アジアや欧米に展開されており、無印良品さんは今や中国が大きな柱になっています。私は「@cosme store」には、ユニクロさんや無印良品さんのような可能性があると思っています。海外にどんどん進出していくべきだと思いますね。

**菅原** 我々は中国では越境ECに参入していますが、店舗展開はできていないので、そこはいつかきちんとやっていきたいですね。

**石川** 越境ECは2つメリットがあると思っています。まずは短期的に売上が作れるということ。もうひとつはPRができるということです。越境ECでは、中国の方が購入してくれるということだけではなく、クチコミで情

報が拡散されるという点が大きいです。越境ECがある一定の水準まで到達すれば、中国に出店するタイミングだと思っていますね。その時には既に越境ECで宣伝が行われているので、最初からロケットスタートを切れる可能性があります。

**菅原** 遠藤さんは将来中国で店舗をオープンするとしたら、どんなお店を作りたいですか？

**遠藤** コンセプトは日本と同じですね。ただ、中国はIT環境が大きく発達しているので、中国で店舗を展開するのであれば、お客様にとって面白いと感じていただけるよう、いろいろなところにIT技術を活用したお店を作っていきたいですね。中国でやるからには、それくらいのチャレンジをしていきたいです。

## 社外取締役から見たアイスタイル

**菅原** 石川さんは2017年9月よりアイスタイルの社外取締役に就任いただいて、1年間が過ぎようとしておりますが、アイスタイルについてどう感じておりますでしょうか？

**石川** まず、いいなと思ったのが、CEOとCFOがちゃんとぶつかり合っているということ。役員同士でガバナンスが効いているというのはいいことだと思います。

**菅原** しょっちゅう喧嘩してますからね（笑）

**石川** あとは良い面でも悪い面でもあるのですが、キャッシュフロー経営を重視していると思うのでIT企業のわりに堅実（笑）。別の言い方をすれば、もっと加速してもいいのかなと思いましたね。一方で創業者である吉松さんを中心に「@cosme」をBeauty Platformへと変革するための改革を進めています。今後、国内から見ても海外から見ても全く新しい持続可能なビジネスモデルを生み出せる可能性があるのではないかと期待するとともに、楽しみにしています。

## (2) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,591百万円であり、その主な内容は、当社におけるソフトウェア開発に伴う投資、子会社である株式会社コスメネクスト及びistyle Retail (Hong Kong) Co., Limitedにおける新規出店に伴う店舗設備の投資であります。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、MUA Inc.の株式を取得し、子会社といたしました。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、「生活者中心の市場の創造」を実現し、その市場に最適な仕組みや価値観＝“style”を創造し続けることをビジョンとして化粧品・美容の総合サイト「@cosme」の運営を開始いたしました。現在、当社グループは「@cosme」を中核に事業を展開しており、今では、「@cosme」は多くの女性が定期的に利用するサイトにまで成長いたしました。

しかしながら、目まぐるしく環境が変化する中、新たなユーザーニーズやクライアントの課題に 대응していくことが今後の継続的な発展に必要なだと考えております。

当社グループでは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業発展を図る方針です。

### ① 領域の拡大

対象領域を化粧品に限らず拡大し、女性が求める幅広い「Beauty」に出会える場所を創出することが、今後の事業の発展にとって不可欠であると考えております。外部事業者との連携も視野に、事業領域の拡大を図ってまいります。

### ② サービスの拡大

今までの枠にとらわれず、美容領域で活動する企業や個人事業主、関心のある生活者といった幅広い層にサービスを提供していくことが必要だと認識しております。多様な企業や人が集い、活動できる場所を提供すべくサービス開発を推進してまいります。

### ③ 海外展開

中国をはじめとするアジア各国の経済成長は著しく、それに伴い美容関連市場も今後より拡大すると見込んでおります。当社グループの成長を加速する上で、海外における事業展開は必須であり、日本で培った資産をベースに、各国の状況に応じたサービスを展開してまいります。

### ④ 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、今後事業がグローバルに拡大するステージにおいて、グループを横断した内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

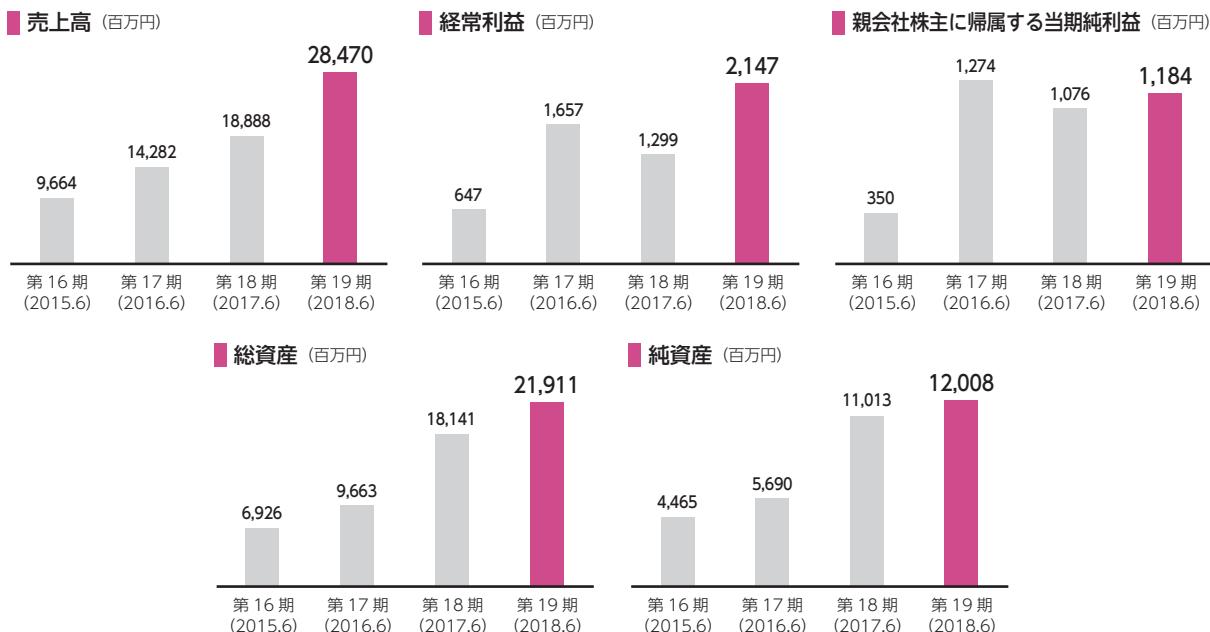
## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

	第16期 2015年6月期	第17期 2016年6月期	第18期 2017年6月期	第19期 2018年6月期
売上高	9,664百万円	14,282百万円	18,888百万円	28,470百万円
経常利益	647百万円	1,657百万円	1,299百万円	2,147百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	350百万円	1,274百万円	1,076百万円	1,184百万円
1株当たり当期純利益	24.38円	22.10円	18.51円	18.62円
総資産	6,926百万円	9,663百万円	18,141百万円	21,911百万円
純資産	4,465百万円	5,690百万円	11,013百万円	12,008百万円
1株当たり純資産額	309.98円	97.60円	170.61円	180.65円

(注) 1. 当社は、2015年10月1日付、2016年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第17期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

2. 当社は、第18期において海外募集による新株式4,200,000株の発行を行っております。

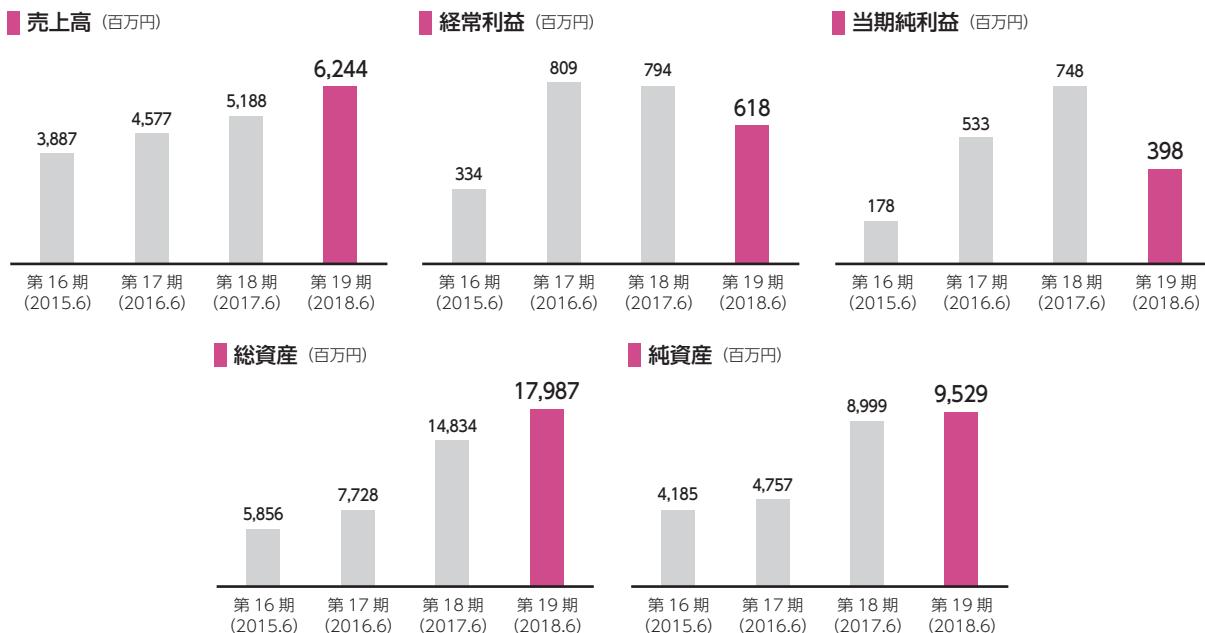


② 当社の財産及び損益の状況

	第16期 2015年6月期	第17期 2016年6月期	第18期 2017年6月期	第19期 2018年6月期
売上高	3,887百万円	4,577百万円	5,188百万円	6,244百万円
経常利益	334百万円	809百万円	794百万円	618百万円
当期純利益	178百万円	533百万円	748百万円	398百万円
1株当たり当期純利益	12.41円	9.24円	12.86円	6.26円
総資産	5,856百万円	7,728百万円	14,834百万円	17,987百万円
純資産	4,185百万円	4,757百万円	8,999百万円	9,529百万円
1株当たり純資産額	290.41円	81.60円	141.33円	147.20円

(注) 1. 当社は、2015年10月1日付、2016年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第17期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

2. 当社は、第18期において海外募集による新株式4,200,000株の発行を行っております。



## (10) 主要な事業内容（2018年6月30日現在）

- On Platform事業 : 当社が運営する美容系総合ポータルサイト「@cosme」を基盤とした各種サービスの提供
- Beauty Service事業 : 国内における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店「@cosme store」の運営、並びにプライベートブランドの企画・開発・販売
- Global事業 : 日本国外におけるサービスの提供
- その他事業 : 美容部員等を派遣する人材派遣事業、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業

## (11) 重要な子会社の状況（2018年6月30日現在）

名 称	資本金	主要な事業の内容	出資比率
株式会社コスメ・コム	60百万円	化粧品ECサイトの運営	100.0%
株式会社コスメネクスト	95百万円	化粧品専門店「@cosme store」の運営	100.0%
株式会社アイスタイルキャピタル	52百万円	国内外の美容領域で活躍する企業を中心とした投資・育成事業	100.0%
株式会社アイスタイルトレーディング	50百万円	化粧品卸売、小売及び輸出入事業	100.0%
株式会社アイスタイルキャリア	51百万円	化粧品・美容業界専門の求人サイト「アットコスメキャリア」の運営、化粧品業界専門の人材派遣事業	100.0%
株式会社ISパートナーズ	30百万円	美容領域のデジタルコンテンツの制作・運営・編集	100.0%
株式会社メディア・グローブ	10百万円	女性誌、美容誌、女性系WEBサイトに向けた化粧品のPR活動	100.0%
株式会社Eat Smart	62百万円	食品クチコミサイト「もぐナビ」や全国の料理教室ポータルサイト「クスパ」等の運営	51.0%
株式会社アイメイカーズ	50百万円	日本発のビューティーブランド及びライフスタイルブランドの企画・開発・販売	100.0%

名 称	資本金	主要な事業の内容	出資比率
株式会社ユナイテッド・コスメ	50百万円	化粧品専門店「Kcosme Beaute」の運営	100.0% (100.0%)
株式会社アイスタイルウィズ	85百万円	ソフトウェアの企画、開発、販売及び保守、 コンピューターネットワークシステムの開発	67.5%
istyle China Co., Limited	70百万円	中国における化粧品メーカー向けのコンサル ティング、マーケティング支援	100.0%
istyle Global (Singapore) Pte. Limited	41百万 シンガポール ドル	東南アジア展開におけるアライアンス、事業 投資及びシステム開発	100.0%
istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited	9百万 香港ドル	海外における化粧品卸売、EC事業	100.0%
istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	18百万 香港ドル	店舗企画開発・運営事業 小売店・流通業に対する販促支援	100.0%
istyle Retail (Thailand) Co., Limited	100百万 タイバーツ	化粧品専門店の管理・運営	70.0% (25.0%)
Hermo Creative (M)Sdn. Bhd.	728,250 マレーシア リンギット	化粧品ECサイトの運営	60.0% (30.0%)
i-TRUE Communications Inc.	新台幣 35,575,000 元	美容系ポータルサイト「UrCosme」の企 画・運営	51.4% (26.1%)
istyle USA, Inc.	15百万 米ドル	美容関連メディアの運営等	100.0%
MUA Inc.	200米ドル	美容関連メディアの運営等	100.0% (100.0%)

- (注) 1. 出資比率欄の( )内は、間接出資比率を内数で記載しております。
2. 当連結会計年度にMUA Inc.の株式を取得したことにより、子会社に含めております。  
当連結会計年度より、新たに設立した株式会社アイスタイルウィズ、istyle Retail (Thailand) Co., Limitedを子会社に含めております。
3. istyle Global (Singapore) Pte. Limitedは当連結会計年度に増資を行い、資本金が41百万シンガポールドルとなっております。  
istyle USA, Inc.は当連結会計年度に増資を行い、資本金が15百万米ドルとなっております。
4. 当社は簡易株式交換を行い、2018年6月30日を効力発生日として、株式会社メディア・グローブを完全子会社化しております。
5. 当社は2017年7月1日付にて株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併いたしました。
6. 株式会社コスメネクストは2018年7月1日付にて株式会社ユナイテッド・コスメを吸収合併いたしました。

## (12) 主要な営業所及び従業員の状況 (2018年6月30日現在)

### ① 主要な営業所

#### (i) 当社

本社 : 東京都港区

#### (ii) 子会社

株式会社コスメ・コム : 東京都港区  
 株式会社コスメネクスト : 東京都港区  
 株式会社アイスタイルキャピタル : 東京都港区  
 株式会社アイスタイルトレーディング : 東京都港区  
 株式会社アイスタイルキャリア : 東京都港区  
 株式会社ISパートナーズ : 東京都港区  
 株式会社メディア・グローブ : 東京都港区  
 株式会社Eat Smart : 東京都港区  
 株式会社アイメイカーズ : 東京都港区  
 株式会社ユナイテッド・コスメ : 東京都港区  
 株式会社アイスタイルウィズ : 東京都港区  
 istyle China Co., Limited : 中華人民共和国  
 istyle Global (Singapore) Pte. Limited : シンガポール  
 istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited : 香港  
 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited : 香港  
 istyle Retail (Thailand) Co., Limited : タイ  
 Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. : マレーシア  
 i-TRUE Communications Inc. : 台湾  
 istyle USA, Inc. : アメリカ合衆国  
 MUA Inc. : アメリカ合衆国

②従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
On Platform事業	418(19) 名	41(△13) 名
Beauty Service事業	219(52) 名	25( 9) 名
Global事業	271(52) 名	62( 47) 名
その他事業	23(-) 名	13( -) 名
全社 (共通)	85( 1) 名	15( △1) 名
合計	1,016(124) 名	156( 42) 名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数を記載しております。
3. Global事業の従業員数増加の主な理由は、海外店舗の増加等、海外の業容拡大によるものであります。
4. その他事業の従業員数増加の主な理由は、人材派遣事業の業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
442(11) 名	112(△1) 名	33.5歳	3年 5ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
2. 従業員数増加の主な理由は、株式会社アイスタイルビューティソリューションズを合併したことと、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(13) 主要な借入先の状況（2018年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	2,169百万円
株式会社三井住友銀行	1,460百万円
株式会社みずほ銀行	1,240百万円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2018年6月30日現在）

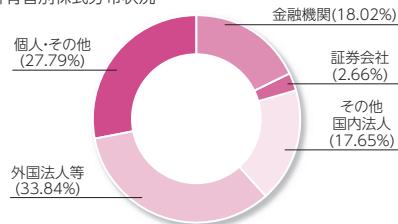
(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式の総数 66,927,600株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,075,200株増加しております。

(3) 株主数 8,452名

所有者別株式分布状況



※比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
吉松 徹郎	7,551,582株	11.75%
株式会社ワイ	6,112,000株	9.51%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,715,600株	8.89%
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	4,590,200株	7.14%
THE BANK OF NEW YORK 133524	3,042,900株	4.73%
THE BANK OF NEW YORK 133652	2,047,300株	3.18%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,966,091株	3.06%
ヤフー株式会社	1,846,400株	2.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,797,100株	2.79%
一般財団法人 都築国際育英財団	1,154,000株	1.79%

(注) 1. 持株比率は、自己株式（2,693,452株）を控除して計算しております。  
2. 役員所有する持株数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
第4回新株予約権	40個	32,000株 (新株予約権1個につき普通株式800株)
第6回新株予約権	1,284個	513,600株 (新株予約権1個につき普通株式400株)
第7回新株予約権	275個	110,000株 (新株予約権1個につき普通株式400株)
第8回新株予約権	10,980個	2,196,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第9回新株予約権	48,000個	9,600,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第10回新株予約権	502個	100,400株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第11回新株予約権	150個	30,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第12回新株予約権	100個	20,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第14回新株予約権	100個	10,000株 (新株予約権1個につき普通株式100株)
第15回新株予約権	600個	60,000株 (新株予約権1個につき普通株式100株)
第16回新株予約権	300個	30,000株 (新株予約権1個につき普通株式100株)

当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次 (行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第6回 (136円)	2015年10月1日～ 2019年9月30日	959個	2名
	第8回 (397円)	2016年10月1日～ 2020年9月30日	2,160個	3名
	第9回 (397円)	2016年10月1日～ 2025年9月30日	48,000個	1名
社外取締役	第8回 (397円)	2016年10月1日～ 2020年9月30日	360個	1名

- (注) 1. 新株予約権の数は、当初発行数から、既に権利行使された個数及び退職により消滅した個数を減じて記載しております。  
 2. 当社は、2011年12月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。2012年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2015年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2016年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
 3. 監査役が保有する新株予約権等はありません。

## (2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

区 分	回次 (行使価額)	行使期間	個 数	交付者数
当社従業員	第16回 (959円)	2019年7月20日～ 2022年7月19日	400個	2名

(注) 上記のうち、100個 (10,000株) は、退職により権利を喪失しております。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2018年6月30日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 松 徹 郎	株式会社コスメネクト 取締役 株式会社アイスタイルキャピタル 取締役 株式会社アイメイカーズ 取締役 株式会社Eat Smart 取締役 UTグループ株式会社 社外取締役 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役 istyle China Co., Limited 董事
取 締 役	菅 原 敬	株式会社アイスタイルキャピタル 代表取締役 株式会社アイスタイルトレーディング 取締役 株式会社iSGSインベストメントワークス 取締役 istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited 取締役 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事 Hermo Creative (M) Sdn. Bhd. 取締役 i-TRUE Communications Inc. 董事 istyle USA, Inc. 代表取締役 istyle Retail (Thailand) Co., Limited 取締役 MUA Inc. 代表取締役 Fringe81株式会社 社外取締役 株式会社tsumug 社外取締役
取 締 役	山 田 ムユミ	株式会社I Sパートナーズ 代表取締役 株式会社メディア・グローブ 取締役 株式会社Eat Smart 取締役 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社かんぼ生命保険 社外取締役
取 締 役	那 珂 通 雅	ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役 プリバント少額短期保険株式会社 取締役 株式会社ジーニー 取締役 株式会社eWeLL 取締役 GLM株式会社 監査役 株式会社アクセルレーター 代表取締役
取 締 役	石 川 康 晴	株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役社長 株式会社キャン 代表取締役会長 紋意商貿(上海)有限公司 董事長 台灣紋意股份有限公司 董事長 株式会社アルファベットパステル 代表取締役社長 株式会社スマービー 代表取締役会長 公益財団法人石川文化振興財団 代表理事 株式会社トムブラウンジャパン 会長 株式会社ストライプデパートメント 代表取締役社長兼CEO STRIPE VIETNAM Joint Stock Company 取締役会議長

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
常勤監査役	原陽年	
監査役	都賢治	税理士法人アルタス 代表社員 株式会社アルタス 代表取締役 株式会社グロービス 監査役 トレンダーズ株式会社 監査役 株式会社チームスピリット 取締役
監査役	中森真紀子	中森公認会計士事務所 所長 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取締役 株式会社LIFULL 監査役 株式会社チームスピリット 監査役

- (注) 1. 取締役 那珂通雅氏及び石川康晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 原陽年氏、都賢治氏及び中森真紀子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 都賢治氏は税理士、原陽年氏及び中森真紀子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役 那珂通雅氏及び石川康晴氏、監査役 原陽年氏、都賢治氏及び中森真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、監査役 都氏は、株式会社グロービスの監査役、株式会社チームスピリットの取締役を兼任しており、同2社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、監査役 中森氏は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の取締役、株式会社チームスピリットの監査役を兼任しており、同2社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。  
 5. 取締役 高松雄康氏及び佃慎一郎氏は、2017年9月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役 那珂通雅氏、石川康晴氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	
取締役	7名（うち社外2名）	99百万円（うち社外	8百万円）
監査役	3名（うち社外3名）	14百万円（うち社外	14百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2011年12月15日開催の臨時株主総会決議において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月28日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記の取締役の支給人員及び支給額には、2017年9月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 那珂通雅氏の兼職先のボードウォーク・キャピタル株式会社、プライベート少額短期保険株式会社、株式会社ジーニー、株式会社eWeLL、GLM株式会社及び株式会社アクセルレーターにつきましては、当社グループとの取引関係はありません。取締役 石川康晴氏の兼職先の株式会社ストライプインターナショナル、株式会社キャン、紋意商貿(上海)有限公司、台灣紋意股份有限公司、株式会社アルファベットパステル、株式会社スマービー、公益財団法人石川文化振興財団、株式会社トムブラウンジャパン、株式会社ストライプデパートメント及びSTRIPE VIETNAM Joint Stock Companyにつきましては、当社グループとの取引関係はありません。監査役 都賢治氏は、株式会社グロービスの監査役、株式会社チームスピリットの取締役に兼任しており、同2社と当社グループは営業取引を行っております。なお、税理士法人アルタス、株式会社アルタス及びトレンダーズ株式会社につきましては、当社グループとの取引関係はありません。監査役 中森真紀子氏は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の取締役、株式会社チームスピリットの監査役を兼務しており、同2社と当社グループは営業取引を行っております。なお、中森公認会計士事務所、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社及び株式会社LIFULLにつきましては、当社グループとの取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	那珂通雅	当該事業年度における取締役会20回全てに出席し、経験豊富な会社経営者としての見地から適宜発言を行っております。
	石川康晴	社外取締役就任後における取締役会14回全てに出席し、経験豊富な会社経営者としての見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	原陽年	当該事業年度における取締役会20回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、経験豊富な公認会計士としての見地から適宜発言を行っております。
	都賢治	当該事業年度における取締役会20回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、経験豊富な会社経営者及び税理士としての見地から適宜発言を行っております。
	中森真紀子	当該事業年度における取締役会20回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、経験豊富な公認会計士としての見地から適宜発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会の報酬等の同意をした理由

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
② 当社及び子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートーマツのメンバーファームに支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社は会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートーマツのメンバーファームに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である事業推進に関するアドバイザー・サービスを委託し、その対価を支払っております。

#### ③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 会社の体制及び方針

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。
  - (ii) 取締役会については、「取締役会規程」に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。
  - (iii) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。
  - (iv) 当社は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、また企業理念にのっとった行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。
  - (v) 当社は、法令・社内規程に基づき取締役及び使用人が職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を職制に基づいて行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 

取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社に保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持してまいります。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) 当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は当社経営管理本部が行うものいたします。
  - (ii) 新たに生じたリスクについては当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めま
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 

当社は、法令・定款に基づき取締役会を設置しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社代表取締役などで構成されるグループ経営会議を設置し、毎週1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。

- (i) 子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社のグループ経営会議に報告し、その是正を図ることといたします。
- (ii) a. 子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は当社経営管理本部が行うものとしていたします。
  - b. 新たに生じたリスクについては当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。
  - c. 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、グループ経営会議において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。
- (iii) 子会社は、法令・定款に基づき取締役会を設置しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、グループ経営会議に各子会社の経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。
- (iv) 当社は、子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととします。
- (ii) 前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
- (iii) (i)の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとします。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

- (i) 監査役は、取締役会・グループ経営会議に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

- (ii) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。
  - (iii) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行います。
  - (iv) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとします。
- ⑧ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
  - (ii) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
  - (iii) 監査役の職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとします。

## (2) 当該体制の運用状況

### ① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正を確保するために、グループ横断的な規程の策定、グループ会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用を行いました。また、上記各体制のもとで業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても、内部監査室による評価を実施し、2018年6月期においては、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認いたしました。

### ② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推し進めるため、「コンプライアンス規程」に基づき、経営管理部門担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役の諮問機関として、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行うとともに、その一環として経営管理本部コンプライアンス部で実施する入社時研修の他、各事業部においても景品表示法、医薬品医療機器法等、当社の事業に密接な法律の研修を適宜実施いたしました。

### ③ リスク管理

内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の維持・向上を図っております。リスク管理状況については、内部監査室が監査を行い、その結果は、代表取締役社長及び監査役に報告される体制をとっており、常にリスク管理体制の維持・向上を図るとともに、リスクが現実化した場合や自然災害等に備えて、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制も備えております。さらに当社では内部通報制度を設けており、通報された内容は、外部顧問弁護士の協力を得て十分な調査、検討を行い、適切に処理をすることとしております。

#### ④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営管理本部にて子会社の経営管理体制を整備、統括しております。また、「関係会社管理規程」を定めているほか、当社と子会社との間で締結した経営契約に則り同契約が定める事前協議事項について、子会社から事前に承認申請又は報告を受ける体制を整えております。

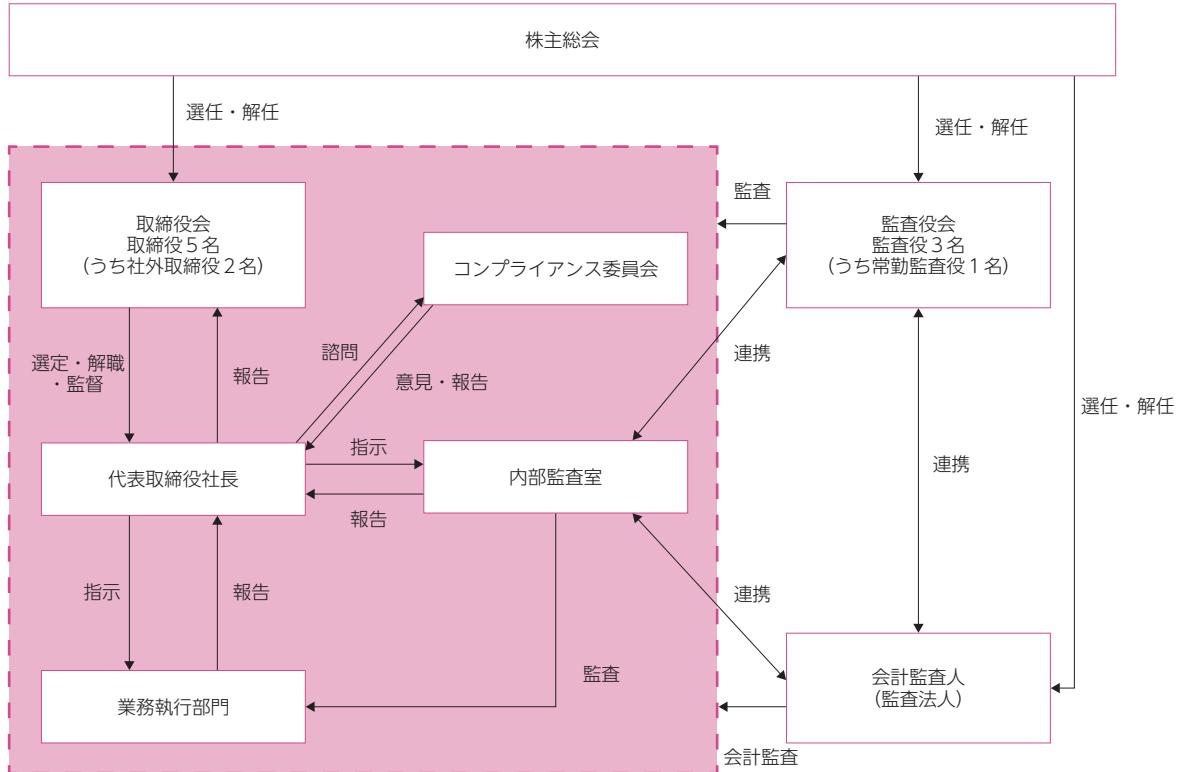
#### ⑤ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社グループの業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう、月次で「グループ予算会議」、週次で「グループ経営会議」を開催し、各事業部からの経営上の重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達を行い、業務執行状況や事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関わる十分な議論を行いました。また、グループウェアの導入などITシステムの整備を随時行っており、意思決定の迅速化を図っております。

#### ⑥ 監査役

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して法定の報告のみならず、当社グループの業績等、当社グループの業務状況につき、定期的又は当社の監査役からの要請に応じて報告を行っております。監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役によるグループ経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各事業部門、当社グループの取締役及び監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、その時々<sup>1</sup>の連結業績、連結純資産配当率、フリーキャッシュフロー等を総合的に勘案しながら適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株につき0.5円を期末配当として実施することといたしました。

一方、内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

なお、事業への投資を優先するため、2019年6月期より定期配当を中止することといたしました。今後は、事業成長による企業価値の向上によって、株主の皆様<sup>2</sup>に報いてまいります。

## 連結貸借対照表 (2018年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)	科目	当期	前期(ご参考)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>13,278</b>	<b>12,567</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,378</b>	<b>4,356</b>
現金及び預金	6,183	6,169	支払手形及び買掛金	1,617	1,258
受取手形及び売掛金	2,707	2,282	短期借入金	1,800	—
商品	2,286	1,584	1年内返済予定の長期借入金	1,312	1,162
営業投資有価証券	999	1,629	未払金	650	440
短期貸付金	2	407	未払法人税等	662	326
繰延税金資産	225	166	賞与引当金	236	173
その他	900	343	繰延税金負債	27	258
貸倒引当金	△12	△13	その他	1,075	738
投資損失引当金	△12	—	<b>固定負債</b>	<b>2,525</b>	<b>2,772</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,633</b>	<b>5,574</b>	長期借入金	2,505	2,756
<b>有形固定資産</b>	<b>988</b>	<b>824</b>	その他	20	16
建物	783	675	<b>負債合計</b>	<b>9,904</b>	<b>7,127</b>
その他	206	149	<b>純資産の部</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>5,630</b>	<b>3,431</b>	<b>株主資本</b>	<b>11,559</b>	<b>10,153</b>
のれん	3,462	2,135	資本金	3,556	3,482
ソフトウェア	1,977	1,180	資本剰余金	3,513	3,417
その他	190	116	利益剰余金	4,770	3,535
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,015</b>	<b>1,320</b>	自己株式	△280	△281
投資有価証券	979	471	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>44</b>	<b>620</b>
繰延税金資産	76	98	その他有価証券評価差額金	38	546
その他	960	751	為替換算調整勘定	7	74
<b>資産合計</b>	<b>21,911</b>	<b>18,141</b>	<b>新株予約権</b>	<b>74</b>	<b>75</b>
			<b>非支配株主持分</b>	<b>330</b>	<b>165</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>12,008</b>	<b>11,013</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,911</b>	<b>18,141</b>

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。  
2. 前期(ご参考)は、監査対象外です。

## 連結損益計算書 (2017年7月1日から2018年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期	前期(ご参考)
売上高	28,470	18,888
売上原価	14,783	8,852
売上総利益	13,686	10,036
販売費及び一般管理費	11,561	8,571
営業利益	2,125	1,465
営業外収益	47	28
受取利息	2	3
為替差益	23	—
投資事業組合運用益	4	10
助成金収入	7	—
還付消費税等	1	5
その他	10	9
営業外費用	24	194
支払利息	13	15
為替差損	—	24
株式交付費	—	32
持分法による投資損失	6	111
その他	5	12
経常利益	2,147	1,299
特別利益	—	372
投資有価証券売却益	—	283
持分変動利益	—	88
特別損失	49	36
減損損失	44	32
投資有価証券評価損	—	2
その他	5	2
税金等調整前当期純利益	2,098	1,635
法人税、住民税及び事業税	906	580
法人税等調整額	△37	△24
法人税等合計	869	556
当期純利益	1,229	1,079
非支配株主に帰属する当期純利益	46	3
親会社株主に帰属する当期純利益	1,184	1,076

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。  
2. 前期(ご参考)は、監査対象外です。

## 連結株主資本等変動計算書 (2017年7月1日から2018年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,482	3,417	3,535	△281	10,153
当期変動額					
新株の発行	73	73			147
剰余金の配当			△32		△32
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,184		1,184
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		22		2	24
持分法の適用範囲の変動			83		83
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	73	96	1,235	2	1,406
当期末残高	3,556	3,513	4,770	△280	11,559

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	546	74	620	75	165	11,013
当期変動額						
新株の発行						147
剰余金の配当						△32
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,184
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						24
持分法の適用範囲の変動						83
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△508	△67	△575	△1	165	△412
当期変動額合計	△508	△67	△575	△1	165	994
当期末残高	38	7	44	74	330	12,008

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社コスメ・コム

株式会社コスメネクスト

株式会社アイスタイルキャピタル

株式会社アイスタイルトレーディング

株式会社アイスタイルキャリア

株式会社ISパートナーズ

株式会社メディア・グローブ

株式会社Eat Smart

株式会社アイメイカーズ

株式会社ユナイテッド・コスメ

株式会社アイスタイルウィズ

istyle China Co., Limited

istyle Global (Singapore) Pte. Limited

istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited

Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.

i-TRUE Communications Inc.

istyle USA, Inc.

MUA Inc.

istyle Retail (Thailand) Co., Limited

当連結会計年度において、新たに株式を取得したMUA Inc.、新たに設立した株式会社アイスタイルウィズ及びistyle Retail (Thailand) Co., Limitedを連結の範囲に含めております。

また、当社は連結子会社であった株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Hermo Singapore Pte. Limited

連結の範囲から除いた理由

上記の非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

株式会社iSGSインベストメントワークス

当連結会計年度より、株式会社オープンエイトに対する重要な影響力を喪失したため、持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

Hermo Singapore Pte. Limited

株式会社パイパス

持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用会社は小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) たな卸資産

商品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

その他 4～15年

(ii) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(iii) 投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(i) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(ii) のれんの償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(iii) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 474百万円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 66,927,600株

(2) 配当に関する事項

## ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2017年8月10日 取締役会	普通株式	32百万円	0.5円	2017年 6月30日	2017年 9月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2018年8月3日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32百万円	0.5円	2018年 6月30日	2018年 9月27日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,802,000株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ手段として用いる場合を除き、原則として行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。短期借入金、長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### (ii) 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項並びに有価証券に関する事項

2018年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	6,183	6,183	—
② 受取手形及び売掛金	2,707		
貸倒引当金 (※)	△12		
	2,695	2,695	—
③ 営業投資有価証券	143	143	—
④ 短期貸付金	2	2	—
資産計	9,023	9,023	—
① 支払手形及び買掛金	1,617	1,617	—
② 短期借入金	1,800	1,800	—
③ 未払金	650	650	—
④ 未払法人税等	662	662	—
⑤ 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	3,817	3,805	△12
負債計	8,546	8,534	△12

※受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、④ 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ③ 営業投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- ① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

営業投資有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	856
投資損失引当金 (※)	△12
	844
② 転換社債型新株予約権付社債	0
合計	844

(※) 非上場株式に係る投資損失引当金を控除しております。

投資有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	736
② 投資事業組合への出資持分	243
合計	979

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③ 営業投資有価証券、投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 180.65円  
 (2) 1株当たり当期純利益 18.62円

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表 (2018年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)	科目	当期	前期(ご参考)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>5,356</b>	<b>6,321</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,952</b>	<b>3,079</b>
現金及び預金	3,019	4,332	買掛金	166	82
受取手形	—	1	短期借入金	1,800	—
売掛金	1,119	810	関係会社短期借入金	1,641	937
営業投資有価証券	602	535	1年内返済予定の長期借入金	1,312	1,162
未収入金	59	75	未払金	311	243
立替金	109	79	未払法人税等	79	188
繰延税金資産	120	99	前受金	118	86
その他	339	392	預り金	184	117
貸倒引当金	△11	△1	賞与引当金	176	148
			その他	164	115
<b>固定資産</b>	<b>12,631</b>	<b>8,513</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,505</b>	<b>2,756</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>217</b>	<b>239</b>	長期借入金	2,505	2,756
建物	184	205	<b>負債合計</b>	<b>8,457</b>	<b>5,835</b>
工具、器具及び備品	33	34	<b>純資産の部</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>2,033</b>	<b>1,141</b>	<b>株主資本</b>	<b>9,465</b>	<b>8,931</b>
ソフトウェア	1,906	1,017	資本金	3,556	3,482
のれん	19	16	資本剰余金	3,528	3,437
その他	109	107	資本準備金	3,327	3,254
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,380</b>	<b>7,132</b>	その他資本剰余金	201	183
投資有価証券	453	223	<b>利益剰余金</b>	<b>2,660</b>	<b>2,293</b>
関係会社株式	7,820	3,946	その他利益剰余金	2,660	2,293
従業員に対する長期貸付金	1	3	繰越利益剰余金	2,660	2,293
関係会社長期貸付金	1,500	2,436	<b>自己株式</b>	<b>△280</b>	<b>△281</b>
繰延税金資産	68	55	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△10</b>	<b>△8</b>
その他	538	470	その他有価証券評価差額金	△10	△8
<b>資産合計</b>	<b>17,987</b>	<b>14,834</b>	<b>新株予約権</b>	<b>74</b>	<b>75</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>9,529</b>	<b>8,999</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,987</b>	<b>14,834</b>

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 前期(ご参考)は、監査対象外です。

## 損益計算書 (2017年7月1日から2018年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期	前期(ご参考)
売上高	6,244	5,188
売上原価	894	708
売上総利益	5,350	4,480
販売費及び一般管理費	4,751	3,757
営業利益	599	722
営業外収益	54	136
受取利息	24	13
受取配当金	—	101
関係会社業務受託収入	9	8
投資事業組合運用益	16	10
為替差益	—	2
その他	5	3
営業外費用	35	64
支払利息	23	16
株式交付費	—	32
支払手数料	—	5
為替差損	12	—
投資事業組合運用損	—	11
その他	0	0
経常利益	618	794
特別利益	—	283
投資有価証券売却益	—	283
特別損失	17	34
減損損失	2	32
関係会社株式評価損	—	2
抱合せ株式消滅差損	14	—
税引前当期純利益	602	1,044
法人税、住民税及び事業税	198	300
法人税等調整額	5	△4
法人税等合計	203	296
当期純利益	398	748

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。  
 2. 前期(ご参考)は、監査対象外です。

## 株主資本等変動計算書 (2017年7月1日から2018年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,482	3,254	183	3,437
当期変動額				
新株の発行	73	73		73
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			18	18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	73	73	18	92
当期末残高	3,556	3,327	201	3,528

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,293	2,293	△281	8,931
当期変動額				
新株の発行				147
剰余金の配当	△32	△32		△32
当期純利益	398	398		398
自己株式の取得			△0	△0
自己株式の処分			2	20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	367	367	2	534
当期末残高	2,660	2,660	△280	9,465

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△8	△8	75	8,999
当期変動額				
新株の発行				147
剰余金の配当				△32
当期純利益				398
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2	△2	△1	△3
当期変動額合計	△2	△2	△1	530
当期末残高	△10	△10	74	9,529

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

##### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

その他 4～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	445百万円
短期金銭債務	59百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

	184百万円
--	--------

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	57百万円
仕入高	107百万円
販売費及び一般管理費	119百万円
営業取引以外の取引による取引高	42百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	2,693,452株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

減価償却超過額	53百万円
関係会社株式	26百万円
預り金(ポイント)	40百万円
賞与引当金	45百万円
営業投資有価証券	11百万円
未払事業税	10百万円
その他有価証券評価差額金	4百万円
その他	47百万円
繰延税金資産小計	<u>237百万円</u>
評価性引当額	<u>△49百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>187百万円</u>

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

本社の事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注) 3	科目	期末残高(百万円) (注) 3
子会社	株式会社 コスメ・コム	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の借入	CMS取引 (短期借入) (注) 1、2、4	484	関係会社 短期借入金	554
				利息の支払	3	-	-
	株式会社 コスメネクスト	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の貸付・借入	CMS取引 (短期借入) (注) 1、2、4	471	関係会社 短期借入金	513
				利息の支払	3	-	-
				貸付金の回収 (注) 4	85	関係会社 長期貸付金(1年内 含む)	685
				利息の受取	4	-	-
	株式会社 アイスタイル キャピタル	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の貸付・借入	CMS取引 (短期借入) (注) 1、2、4	207	関係会社 短期借入金	139
				利息の支払	1	-	-
				貸付金の回収 (注) 4	250	関係会社 長期貸付金	100
				利息の受取	1	-	-

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注) 3	科目	期末残高(百万円) (注) 3
子会社	istyle USA, Inc.	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 増資の引受	増資の引受	1,708	—	—
	istyle Global (Singapore) Pte. Limited	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 増資の引受 資金の貸付	増資の引受	2,361	—	—
				貸付金の回収 (注) 4	1,062	関係会社 長期貸付 金	—
				利息の受取	10	—	—
	istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 増資の引受 資金の貸付	資金の貸付 (注) 4	389	関係会社 長期貸付 金	569
				利息の受取	4	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)での貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 取引額には、事業年度中のCMSによる平均残高を記載しております。
3. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉松 徹郎	(被所有) 直接 11.75	当社代表取締役	ストックオプション の権利行使 (注1)	55	-	-
役員	山田 メユミ	(被所有) 直接 1.53	当社取締役	ストックオプション の権利行使 (注2)	27	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 2010年9月17日開催の定時株主総会決議及び2013年9月25日開催の取締役会決議により発行した新株予約権の行使等であります。

2. 2013年9月25日開催の取締役会決議により発行した新株予約権の行使等であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 147.20円

(2) 1株当たり当期純利益 6.26円

10. 重要な後発事象に関する注記

(吸収分割による事業の承継)

当社は、2018年7月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社コスメ・コム(以下、「コスメ・コム」という)の事業の一部を、吸収分割の手法により当社に承継させること(以下、「本吸収分割」という)を決議し、同日付で、両社の間で吸収分割契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

(1) 事業承継の主な目的

コスメ・コムは、化粧品ECサイトの運営を行っているほか、サンプルサイズのビューティプロダクトを毎月お届けする会員制サービス「Bloombox」事業(以下、「Bloombox」という)を手掛けております。この度、Bloomboxと、当社が提供するユーザーの皆さま向けの課金サービスとのシナジーの強化を図り、BtoC事業のさらなる拡大を図るため、Bloomboxに係る事業を吸収分割により承継することいたしました。

(2) 吸収分割の方式

コスメ・コムを分割会社とし、当社を承継会社とする会社分割(簡易吸収分割)です。

(3) 譲受事業の内容

Bloomboxの名称で提供するサンプルサイズのビューティプロダクトを毎月お届けする会員制サービスです。

(4) 承継する資産、負債の項目及び金額

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	14	流動負債	13
合計	14	合計	13

(注) 上記数値は、2018年6月末日時点の金額を記載しております。承継する資産および負債については、上記金額に本吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加味して確定いたします。

(5) 吸収分割の日程

吸収分割決議取締役会 2018年7月19日  
 吸収分割契約締結 2018年7月19日  
 吸収分割の効力発生日 2018年10月1日（予定）

(注) 当社は会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割の手続きにより、コスメ・コムは会社法第784条第1項に定める略式吸収分割により、株主総会の承認決議を経ずに実施いたします。

## 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年8月10日

株式会社 アイスタイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊟指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイスタイルの2017年7月1日から2018年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年8月10日

株式会社 アイスタイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊟指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイスタイルの2017年7月1日から2018年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年7月1日から2018年6月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年8月10日

株式会社 アイスタイル 監査役会

常勤監査役 原 陽年 ㊟

監 査 役 都 賢治 ㊟

監 査 役 中 森 真紀子 ㊟

常勤監査役 原 陽年、監査役 都 賢治及び監査役 中森 真紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当事業の今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （条文省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（13） （条文省略） （新設） <u>（14）上記各号に関する一切の付帯業務</u> 第3条～第45条 （条文省略）	第1条 （現行どおり） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（13） （現行どおり） <u>（14）資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行および資金移動業に関する一切の業務</u> <u>（15）上記各号に関する一切の付帯業務</u> 第3条～第45条 （現行どおり）

## 第2号議案 取締役6名選任の件

第19回定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役5名は任期満了となりますので、取締役6名(うち社外取締役3名)の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 再任

## 1. 吉松 徹郎

よしまつ てつろう



1972年8月13日生

所有する当社株式の数  
7,551,582株

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月	アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア(株)) 入社	2014年11月	(株)アイスタイルキャピタル 取締役(現任)
1999年7月	当社設立 代表取締役社長(現任)	2014年12月	(株)アイスタイルトレーディング 代表取締役
2008年2月	(株)コスメネクスト 取締役(現任)	2015年7月	istyle China Co., Limited 董事(現任)
2012年5月	istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited (現 istyle International Trading (Hong Kong) Co.,Limited) 代表取締役	2016年6月	UTグループ(株) 社外取締役(現任)
2012年8月	istyle Global (Singapore) Pte.Limited 取締役(現任)	2016年7月	(株)istyle makers設立準備会社 (現 (株)アイメイカーズ) 取締役(現任)
2014年9月	istyle China Co., Limited 董事長	2016年9月	(株)Eat Smart 取締役(現任)
		2018年7月	(株)アイスタイルキャリア 代表取締役(現任)

### ■ 選任の理由

吉松徹郎氏は、1999年7月に当社を設立し、19年間代表取締役として当社の事業拡大に貢献してまいりました。現在では、「Beauty×ITで世界ナンバーワンへ」を当社のミッションとして掲げ、強いリーダーシップを発揮し当社グループを牽引しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

2. 菅原 敬

すが わら けい



1969年8月13日生

所有する当社株式の数  
413,602株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |          |   |          |   |
|----------|---|----------|---|
| 1996年5月  | アンダーセンコンサルティング<br>(現アクセンチュア(株)) 入社  | 2015年9月  | istyle Global (Singapore)<br>Pte. Limited<br>代表取締役 (現任) |
| 2000年1月  | アーサー・D・リトル (ジャパ<br>ン) (株) 入社  | 2016年6月  | (株)SGSインベストメントワークス<br>取締役 (現任)                          |
| 2001年9月  | 当社取締役 (現任)  | 2016年10月 | istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited<br>董事 (現任)       |
| 2008年2月  | (株)コスメ・コム<br>代表取締役  | 2017年3月  | Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.<br>取締役 (現任)                  |
| 2012年5月  | istyle Global (Hong Kong)<br>Co.,Limited (現 istyle<br>International Trading (Hong<br>Kong) Co.,Limited)<br>代表取締役    | 2017年7月  | i-TRUE Communications Inc.<br>董事 (現任)                   |
| 2014年11月 | (株)アイスタイルキャピタル<br>代表取締役 (現任)  | 2017年7月  | istyle USA, Inc.<br>代表取締役 (現任)                          |
| 2015年6月  | istyle Global (Hong Kong)<br>Co.,Limited (現 istyle<br>International Trading (Hong<br>Kong) Co.,Limited)<br>取締役 (現任) | 2017年7月  | MUA Inc.<br>代表取締役 (現任)                                  |
| 2015年7月  | (株)アイスタイルトレーディング<br>取締役 (現任)  | 2018年4月  | istyle Retail (Thailand) Co.,Limited<br>取締役 (現任)        |
|          |   | 2018年6月  | Fringe81(株)<br>社外取締役 (現任)                               |
|          |   | 2018年6月  | (株)tsumug<br>社外取締役 (現任)                                 |

■ 選任の理由

菅原敬氏は、2001年9月より当社取締役に就任して以来、当社グループの拡大に貢献してまいりました。また、2012年には当社取締役兼CFOとして、当社を株式上場まで導きました。現在は、当社のグローバル事業においても強いリーダーシップを発揮しております。その実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

## 3. 山田 ヲ ム ミ

やまだ め ゆ み



1972年8月30日生

所有する当社株式の数  
982,927株

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	香栄興業(株) 入社	2015年9月	(株)メディア・グローブ 取締役 (現任)
1997年5月	(株)キスミーコスメチックス (現(株)伊勢半) 入社	2016年3月	(株)ISパートナーズ 代表取締役 (現任)
1999年7月	当社設立 代表取締役	2016年9月	(株)Eat Smart 取締役 (現任)
2009年12月	当社取締役 (現任)	2017年6月	セイノーホールディングス(株) 社外取締役 (現任)
2012年5月	(株)サイバースター (2017年7 月1日当社に吸収合併) * 代表取締役	2017年6月	(株)かんぼ生命保険 社外取締役 (現任)

\* (株)サイバースターは、2014年8月1日付で(株)アイスタイルビューティソリューションズに社名を変更しております。

## ■ 選任の理由

山田メユミ氏は、吉松徹郎氏とともに当社を設立して代表取締役就任し、化粧品のカチコミサイト「@cosme」の立ち上げに尽力いたしました。@cosmeの主宰、株式会社サイバースター代表取締役を歴任し、現在は、当社取締役、株式会社ISパートナーズの代表取締役、セイノーホールディングス株式会社及び株式会社かんぼ生命保険の社外取締役を務めております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

再任 社外

## 4. 那珂 通雅

な か みち まさ



1964年8月14日生

所有する当社株式の数  
3,583株

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	ソロモン・ブラザーズ・アジア 証券会社 入社	2014年9月	当社 取締役 (現任)
2009年10月	シティグループ証券(株) 取締役	2014年10月	ストームハーバー証券(株) 取締役会長
2009年12月	シティグループ証券(株) 取締役 副社長	2014年11月	(株)ジーニー 取締役 (現任)
2010年11月	ストームハーバー証券(株) 代表 取締役社長	2015年7月	プリバント少額短期保険(株) 取締役 (現任)
2011年3月	GLM(株) 監査役(現任)	2016年7月	ボードウオーク・キャピタル(株) 代表取締役 (現任)
2014年7月	あすかアセットマネジメント(株) 取締役	2017年6月	(株)アクセルレーター 代表取締 役 (現任)
2014年7月	(株)eWell 取締役 (現任)		

## ■ 選任の理由

那珂通雅氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

**再任** **社外**

いし かわ やす はる  
5. 石川 康晴



1970年12月15日生

所有する当社株式の数  
2,540株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |          |   |          |   |
|----------|---|----------|---|
| 1995年2月  | (有)クロスカンパニー<br>(現株)ストライプインターナショナル) 設立<br>代表取締役社長 (現任) | 2016年3月  | 株)トムブラウンジャパン<br>会長 (現任)                           |
| 2008年6月  | 台湾紋意股份有限公司 董事長<br>(現任)                                | 2016年10月 | 株)スマービー<br>代表取締役会長 (現任)                           |
| 2011年5月  | 紋意商貿(上海)有限公司 董<br>事長 (現任)                             | 2017年2月  | 株)ストライプデパートメント<br>代表取締役社長兼CEO (現任)                |
| 2012年12月 | 株)キャン<br>代表取締役会長 (現任)                                 | 2017年9月  | 当社 取締役 (現任)                                       |
| 2014年8月  | 公益財団法人石川文化振興財団<br>代表理事 (現任)                           | 2017年11月 | STRIPE VIETNAM Joint Stock<br>Company 取締役会議長 (現任) |
|          |   | 2018年2月  | 株)アルファベットパステル<br>代表取締役社長 (現任)                     |

■ 選任の理由

石川康晴氏は、アパレル企業である有限会社クロスカンパニー（現株式会社ストライプインターナショナル）を起業し、創業経営者として、革新的な経営戦略で事業領域を拡大し、同社を大きく発展させました。その豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役として、当社の事業拡大及び経営全般について適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

**新任** **社外**

まつ もと やす かね  
6. 松本 恭攝



1984年10月10日生

所有する当社株式の数  
0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 2008年4月 | A.T. カーニ(株) 入社           |
| 2009年9月 | ラクスル(株) 設立<br>代表取締役 (現任) |

■ 選任の理由

松本恭攝氏は、印刷及び物流のシェアリングサービスを展開するラクスル株式会社を起業し、「Forbes Japan」誌が選ぶ「日本の起業家ランキング」で2018年に1位に選ばれる等、革新的な創業経営者として高く評価されています。その革新的な知見に基づき、社外取締役として、当社の事業拡大及び経営全般について適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 取締役候補者の山田メユミ氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、原芽由美氏であります。
4. 那珂通雅氏、石川康晴氏及び松本恭攝氏は、社外取締役候補者であります。
5. 那珂通雅氏及び石川康晴氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であり、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。松本恭攝氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。なお、那珂氏、石川氏及び松本氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
6. 那珂通雅氏及び石川康晴氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって那珂氏は4年、石川氏は1年となります。
7. 責任限定契約について  
当社は、那珂通雅氏及び石川康晴氏との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、那珂氏及び石川氏の再任並びに松本恭攝氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。

第3号議案

当社使用人並びに当社子会社取締役及び使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

1. 提案の理由

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社使用人並びに当社子会社取締役及び使用人（以下「役職員等」という。）に対して発行する下記内容の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、及び募集新株予約権について下記に記載のない事項が取締役会決議により定められた場合、当該事項は取締役会の決議をもって変更することができることにつきご承認いただきたいと存じます。なお、本決議によって取締役会に委任する募集事項の決定に係る委任の範囲は、本決議の日から1年以内の日である募集に限るものとし、その募集新株予約権の発行の回数を問わないものとしたたく存じます。

2. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社及び当社子会社の役職員等の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、役職員等に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個につき目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

6,619個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式661,900株を上限とし、上記（1）により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割

当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より3年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含

めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
  - b. 起算日から1年を経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
  - c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権の買入れ、担保権の設定は認めないものとする。
  - ⑤ 新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）
  - ⑥ その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ② 当社は、新株予約権者が上記（8）に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、当社が別途定める日をもって、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(10) 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（６）に準じて決定する。
  - ⑤ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。
  - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由  
上記（８）及び（９）に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め  
新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他  
本新株予約権のその他の条件については、新株予約権発行にかかる当社取締役会の決議により決定するものとする。

以上

## 株主還元の方針

2018年6月期まで

- ・ 継続的な安定配当

配当実績	2017年6月期	2018年6月期
1株当たり配当金	0.5円	0.5円
配当性向	2.7%	2.7%

2019年6月期から

- ・ 事業への投資を優先し、定期配当を中止
- ・ 事業成長による企業価値の向上によって、株主の皆様へ報いる
- ・ 自社株買いも含めた、企業の状況やステージに応じた還元を都度検討



当社にとってどのような株主還元がふさわしいのか、取締役会で検討するとともに、私自身も一株主として考えました。その結果、**2019年6月期より定期配当を中止**することといたしました。

当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。そのため、今までの安定的な配当ではなく、**自社株買いも含め企業の状況やステージに応じた還元を都度検討**することが適切だと認識しております。そして、今の当社にとっては、**事業成長による企業価値の向上によって株主の皆様へ報いる**のが、一番の方法であると判断いたしました。

当面は事業への投資を優先し、事業成長の加速を推進させていただければと思っております。

ご理解いただければ幸いです。

代表取締役社長 兼 CEO 吉松徹郎

## ▶ ご参考 株主優待制度について

株主の皆様のご支援に感謝するとともに、当社の事業内容をより一層ご理解いただく機会を提供すること、また、投資対象としての当社株式の魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度を導入しております。

<b>優待の対象</b>	毎年6月30日現在で1単元(100株)以上をお持ちの株主様
<b>優待の内容</b>	当社グループのEC及び店舗でご利用可能な割引券 ・EC ( <a href="http://www.cosme.com/">http://www.cosme.com/</a> ) <b>割引券6,400円相当(600円割引券×4枚、1,000円割引券×4枚)</b> 600円割引券：3,000円(税抜)以上のご購入につき、1枚利用可能 1,000円割引券：5,000円(税抜)以上のご購入につき、1枚利用可能 ・店舗 <b>割引券(10%割引券×3枚) ※1回のご利用限度額 3万円(税抜)</b> 10%割引券：1回のお買物につき、1枚利用可能 <small>※他のクーポンとの併用、セール時のご利用はできません。          ※10%割引券は1回のお買物合計金額が3万円(税抜)を超えた場合、超えた金額分は優待の対象外です。</small>
<b>利用期間</b>	毎年9月(贈呈日以後)から翌年6月30日まで
<b>贈呈時期</b>	2018年9月開催の当社定時株主総会終了後の発送を予定しております。

### 割引券がご利用できる店舗

店舗名	住所
ルミネエスト新宿店	東京都新宿区新宿3-38-1 ルミネエスト新宿店 B2F
上野マルイ店	東京都台東区上野6-15-1 上野マルイ店 B1F
渋谷マルイ店	東京都渋谷区神南1-22-6 渋谷マルイ店 5F
ルミネ池袋店	東京都豊島区西池袋1-11-1 ルミネ池袋 7F
ルミネ有楽町店	東京都千代田区有楽町2-5-1 ルミネ有楽町 7F
TSUTAYA EBISUBASHI店	大阪府大阪市中央区道頓堀1-8-19 TSUTAYA EBISUBASHI 3F
マルイファミリー溝口店	神奈川県川崎市高津区溝口1-4-1 マルイファミリー溝口 5F
in harmony 京都 The CUBE店	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901 京都駅ビル B2F
TSUTAYA 熊本三年坂店	熊本県熊本市中央区安政町1-2 カリーノ下通 蔦屋書店熊本三年坂 2F
神戸マルイ店	兵庫県神戸市中央区三宮町1-7-2 神戸マルイ 2F
TSUTAYA 札幌美しが丘店	北海道札幌市清田区美しが丘3条4丁目1番10号
mikke! ルミネ新宿店	東京都新宿区西新宿1-1-5 ルミネ新宿 B2F
池袋サンシャインシティ店	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャインシティ B1F
TSUTAYA 函館蔦屋書店	北海道函館市石川町85-1
アミュエスト博多店	福岡県福岡市博多区博多駅中央街1番1号 アミュエスト 1F
町田マルイ店	東京都町田市原町田6-1-6 町田マルイ 3F
ルクア大阪店	大阪府大阪市北区梅田3-1-3 ルクア イーレ 2F
名古屋 タカシマヤ ゲートタワーモール店	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 5F
アピタタウン金沢ベイ店	石川県金沢市無量寺4-56 アピタタウン金沢ベイ キレイポート
ルミネ大宮店	埼玉県さいたま市大宮区錦町630番地 ルミネ大宮 ルミネ2 3F
ららぽーと富士見店	埼玉県富士見市山室1-1313
in harmony イオンモール高岡店	富山県高岡市下伏間江383イオンモール高岡 1F
in harmony イオンモール高崎店	群馬県高崎市棟高町1400 イオンモール高崎 1F
マリエとやま店	富山県富山市桜町1-1-61 マリエとやま 1F

※2018年8月末時点での店舗情報となります。最新の店舗情報は当社グループサイト (<http://cosmestore.net/shop/>) をご確認ください。

※定休日、営業時間は各施設に準じます。

※マリエとやま店は改装工事のため一時閉店しており、9月21日のリニューアルオープンを予定しております。

# 株主総会会場ご案内図

## 日時

2018年9月26日(水曜日)  
午前10時  
(受付開始時刻：午前9時30分)

## 場所

東京ミッドタウン・タワー  
4階 カンファレンス  
Room1~3  
東京都港区赤坂9-7-2

- 駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



## 交通のご案内

- E** 都営大江戸線「六本木」駅  
8番出口(地下)より直結
- H** 東京メトロ日比谷線「六本木」駅  
4a出口側から地下通路を経由し、  
8番出口(地下)より直結
- C** 東京メトロ千代田線「乃木坂」駅  
3番出口より徒歩約3分
- N** 東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅  
1番出口より徒歩約10分



## 事業説明会の ご案内

本総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくため事業説明会を開催いたします。お時間の許す株主様には、株主総会とあわせてご出席下さいますよう、ご案内申し上げます。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。